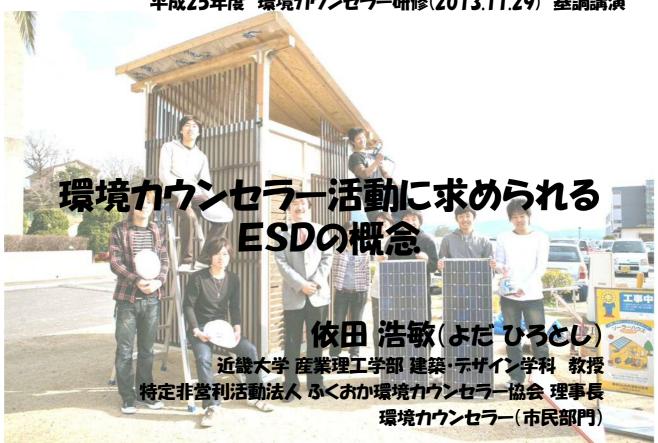
基調講演

「環境カウンセラー活動に求められるESDの概念」

近畿大学産業理工学部建築・デザイン学科 教授 工学博士 依田 敏浩 氏 平成25年度 環境カウンセラー研修(2013.11.29) 基調議演





研究概要、研究室紹介(自己紹介を兼ねて)

近年における都市化の進展と、それに伴うエネルギー消費の拡大は都市生活を 快適にする反面、環境には様々な負荷を与えています。緑や水辺の自然環境が 失われ、大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害が発生し、増大する廃棄物や有 害物質の処理問題が深刻になっています。

そうした背景を踏まえ、現状の環境を改善するために『環境にやさしい』『人にや さしい』建物づくりや街づくりを進めています。

- ン都市・建築環境調査
- ▶都市エネルギー・都市インフラ研究
- >環境共生型建築の調査・設計
- ▶環境自治体(まちづくり)研究
- >環境教育の実践・環境ボランティア活動への参加



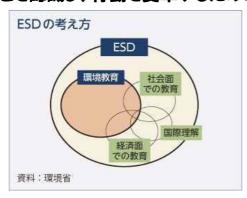
ESDとは?

■ 持続可能な開発のための教育 = ESD

「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development)の略称。

日本における『「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する実施計画』では、ESDを

『一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きている ことを認識し、行動を変革するための教育』と定義。



平成25年版 図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書、p.115



「ESDの10年」に関する主な経緯

1948年 第3回国連総会「世界人権宣言」を採択 『すべて人は、教育を受ける権利を有する』 1972年 国連人間環境会議「人間環境宣言」を採択 環境問題に取り組むさいの原則を明らかにし、環境問題が人類に対する脅威であり、国際的に取 り組む必要性を明言 1980年 国連環境計画(UNEP)、世界自然保護連合(IUCN)、世界自然保護基金(WWF)が提出した「世界 環境保全戦略」で、「持続可能な開発」の概念が示される 1987年 国連ブルントラント委員会で「持続可能な開発」の概念が展開され、広く理解される 1992年6月 国連環境開発会議(地球サミット)」で「持続可能な開発」の実現に向けた話し合いがもたれ、成果 文書の一つである国際的行動指針「アジェンダ21」に教育の重要性が盛り込まれる 第36項「教育、人々の認識、訓練の推進」 2002年8月 「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)」で日本が「ESDの10年」を提 言、実施文書に盛り込まれる 2002年12月 第57回国連総会本会議にて「ESDの10年」が満場一致で採択される 2003年7月 ユネスコより「ESDの10年国際実施計画2005-2014」の草案が発表され、パブリックコメントの受 付が開始される 2004年10月 第59回国連総会にユネスコの「国連持続可能な開発のための教育の10年実施計画」最終案が 提示される

2005年1月	ESDの10年開始
2005年3月	国連本部(ニューヨーク)にてESDの10年開始記念式典が開催される
2005年10月	ユネスコによる「ESDの10年国際実施計画2005-2014」が確定、発表される
2005年12月	「国連ESDの10年」関係省庁連絡会議設置
2006年3月	「わが国における国連ESDの10年実施計画」決定(日本政府)
2008年1月	「国連ESDの10年」円卓会議設置
2009年3月	ドイツ・ボンにてESD世界会議開催 2014年に日本での国際会議開催を決定
2011年6月	「わが国における国連ESDの10年実施計画」改訂
2012年6月	国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催 ・成果文書において、ESDを促進すること、2014年以降も持続可能な開発を教育に統合していくことを決意 ・日本政府イニシアティブにおいて、持続可能な社会を担う人材づくり等の一層の推進を公表
2014年11月 (予定)	日本にて国連ESDの10年最終年会合開催(開催地:愛知県・名古屋市及び岡山市)

認定NPO法人「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議(ESD-J)HP:http://www.esd-j.org/ +ESDプロジェクトHP: https://www.p-esd.go.jp/design/government/ 依田追記



持続可能な開発とは?

■「持続可能な開発」(Sustainable Development)

『将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズを満たすような開発』 ("Our Common Future"『我ら共有の未来』, 1987)

- ✓ development;「開発」「発展」「社会の構築」
- ✓ needs;「必要なもの」「欲求」

■ 「持続可能な開発」の理念や考え方

- 1. 将来世代に配慮した長期的な視点を持つ (環境のもたらす恵みの継承)
- 2. 地球の営みときずなを深める社会・文化を目指す

(環境を維持し、環境との共存共栄)

3. 持続可能性を高める新しい発展の道を探る

(人間としての基本的なニーズの充足、浪費の排除)

4. 参加・協力、役割分担を図る(多様な立場の人々の連携)

環境省、文部科学省:つながりに気づき、あなたから始めよう。 - 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進について - 、平成17年1月

■ 「持続可能な開発」の基礎

- 世代間の公平
- 地域間の公平
- 男女間の平等
- 社会的實容
- 貧困削減
- 環境の保全と回復
- 天然資源の保全
- 安全・安心な社会
- 公平で平和な社会

「環境の保全」、「経済の開発」、「社会(文化も含む)の発展」を、調和の下に進めていくこと



環境教育/ESD関連の法律一覧

法律名 制定・改正 環境教育に関する記述 環境基本法 1993年制定 |環境の保全に関する教育、学習等(同法25条) 河川法 1997年改定 河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全(同法1条) 食料・農業・農村基本法 1999年制定 多面的機能の発揮(同法3条) 循環型社会形成推進基本法 2000年制定 循環型社会の形成に関する教育および学習の振興等(同法27条) 森林·林業基本法 2001年改正 自発的な森林保全活動の促進(同法16条) 政府(5省)が環境保全の増進及び環境教育の推進に関する基本方針策定な 環境保全活動及び環境教育の推進 ど。環境教育とは環境保全についての理解を深めるための教育及び学習(同 2003年制定 に関する法律 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う(同法2条)、 教育基本法 2006年改正 教育振興基本計画(同法17条) 自然体験活動その他の体験活動の充実(同法31条) 2001年改正 学校教育法 生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う(同法 2007年改正 21条) エコツーリズム推進法 2007年制定 自然観光資源の持続的保護。環境教育の場として活用(同法3条) 1998年制定 地球温暖化防止活動推進委員(同法23条)、地球温暖化防止活動推進セン 温暖化対策推進法 2008年改正 ター(同法24・25条)、地球温暖化対策地域協議会(同法26条) 2001年改正 自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励 社会教育法 2008年改正 (同法5条) 2008年制定 生物多様性に関する教育、自然とのふれあいの場の提供(同法24条) 生物多様性基本法 環境教育とは持続可能な社会の構築を目指して、環境と社会、経済及び文化 環境教育等による環境保全の取り 2011年改正 とのつながりその他環境保全についての理解を深めるための教育及び学習(同 組みの促進に関する法律 法2条)

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

持続可能な社会

環境保全活動

理解の深まり・意欲の高まり

環境保全の意欲の増進

- ・職場での環境保全に関する知識、 技能の向上
- 人材認定等事業の登録
- ・人材認定等のための情報提供、マニュアル等の質の向上
- ・環境保全の意欲を高めるための拠 点機能の整備
- ・民間による自然体験等のための土 地、建物の提供
- ・パートナーシップの在り方の周知

環境教育

- ・学校教育、社会教育における環境教 育の支援
- ・職場での環境教育
 - ・財政上、税制上の措置等
 - ・情報の積極的公表等
 - ・民間の自立性への配慮等

9

環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律

■ 改正の考え方のイメージ

1. 基本理念等の充実

法目的に、協働取組の推進を追加。基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型 社会形成等を追加。

- 2. 地方公共団体による推進枠組みの具体化
- 3. 学校教育における環境教育の充実
- ① 教育活動等における環境配慮の努力義務
- ② 学校教育における環境教育の一層の推進
- 4. 環境教育等の基盤強化等
 - ① 環境教育等支援団体の支援等
 - ② 人材認定等事業の登録対象に環境教育の教材開発等事業を追加
- 5. 自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入
- 6. 環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進
- ① 政策形成への民意の反映
- ② 公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮
- ③ 協働取組推進のための協定制度の導入
- ④ 事業型環境NPOの活動支援

附則

- ① 法施行後5年を目途とした検討
- ② 学校における環境教育について、教育職員を志望する者の育成を含めた検討

法律題名の改正

11



環境教育

- > 環境保全についての理解を深めるための教育及び学習 (環境保全活動及び環境教育の推進に関する法律 第2条、2003年)
 - ●「人と自然」の関係の改善
 - ●自然環境の保全(循環と生物多様性の保全)をベースに持続可能 な社会の構築にアプローチ

=(狭義の)環境教育



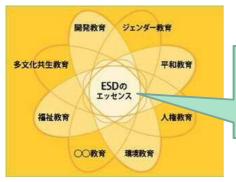
- ▶ 持続可能な社会の構築を目指して、環境と社会、経済及び文化とのつながり その他環境保全についての理解を深めるための教育及び学習 (環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律 第2条、2011年改正)
 - ●持続可能な社会の実現に主体的に参画する人材の育成
 - ●人と自然、人と人、人と社会の関係の改善、「つながり、関係性」 の再構築

=(広義の)環境教育=ESD



ESDが目指すもの

ESDの目標は、すべての人が質の高い教育の恩恵を享受し、また、持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれ、環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような行動の変革をもたらすことであり、その結果として持続可能な社会への変革を実現することです。(わが国における国連ESDの10年実施計画)



- >持続可能な社会の担い手としての「価値観」
- ▶社会に参画する・社会を変革するための「力」
- >価値観と力を育む「学びの方法」



ESDの価値観・能力・学びの方法

■ ESDでつちかいたい 「価値観」

- ●人間の尊厳はかけがえがない
- 私たちには社会的・経済的に公正な社会 をつくる責任がある
- 現世代は将来世代に対する責任を持って いる
- ◆人は自然の一部である
- 文化的な多様性を尊重する

■ ESDが大切にしている「学びの方法」

- ●参加体験型の手法が活かされている
- ●現実的課題に実践的に取組んでいる
- 継続的な学びのプロセスがある
- 多様な立場・世代の人びとと学べる
- 学習者の主体性を尊重する
- ◆人や地域の可能性を最大限に活かしている
- 関わる人が互いに学び合える
- ●ただ一つの正解をあらかじめ用意しない

■ ESDを通じて育みたい「能力」

- 自分で感じ、考える力
- ●問題の本質を見抜く力/批判する思考力
- ●気持ちや考えを表現する力
- ●多様な価値観をみとめ、尊重する力
- 他者と協力してものごとを進める力
- ●具体的な解決方法を生み出す力
- 自分が望む社会を思い描く力
- ●地域や国、地球の環境容量を理解する力
- ●みずから実践する力

認定NPO法人「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議(ESD-J)HP:http://www.esd-i.org/



+ESDプロジェクト



■ +ESDプロジェクトとは?

ESD(持続可能な開発のための教育)の取組の促進を目的として、平成22年度より環境省が進めているプロジェクトで、DESD(国連ESDの10年)に向けて日本のESDの取組を促進するため、ESDに関する情報提供や具体的な取組の紹介、そしてプロジェクト参加者同士のネットワークの形成など、ESDの促進と取組の充実を図る参加型プロジェクト。

■ +ESDプロジェクトに参加するには?

環境保全活動や環境教育などの活動を行っている企業、NPO法人、その他民間団体等の方々を主体として、その活動内容が+ESDプロジェクトに適した活動であれば「活動登録」として登録できる。また、環境保全活動や環境教育などの活動を支援する取組を行っている企業、NPO法人、その他民間団体等の方々も「支援登録」として登録ができる。

■ +ESDプロジェクトに参加すると

企業、NPO法人、その他民間団体の方々がこれまでに行ってきた環境保全活動や環境教育などの活動が、ESDの取組として広く周知され、活動の活性化などが図られる。

また、様々な活動や支援を行っている企業、NPO法人、民間団体等の情報を共有することで取組の連携を図り幅広い活動が可能となるほか、プロジェクト参加者や事務局を通してESDの視点を踏まえた取組の充実を図ることができる。



「ESDに関するユネスコ世界会議」について

(1)愛知県名古屋市で開催される閣僚級会合及び全体の取りまとめ会合は、国内外から数十名の閣僚を含む約1000人規模の会合であり、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の活動を振り返るとともに、2014年以降の方策について議論を行う。

2014(平成26)年11月10日(月)~12日(水) なお、11月13日(木)には上記会合の趣旨を踏まえ、日本国内の関係者によるフォローアップ会合を開催する。

- (2)岡山市で開催される各種ステークホルダーの主たる会合としては、
 - ① ユネスコスクール世界大会 国内外から高校生と教員200名を招へいし、ESDに関する議論を行う。 2014(平成26)年11月6日(木)~8日(土)
 - ② ユース・コンファレンス 国内外から青年を数十名招へいし、ESDに関する議論を行う。 2014(平成26)年11月7日(金)
 - ③ 持続可能な開発のための教育に関する拠点の会議 2014(平成26)年11月4日(火)~7日(金)

これらの成果は上記(1)の閣僚級会合及び全体取りまとめ会合に反映させる予定。

文部科学省資料

15



震災復興













陸前高田市弘田町にて

ソーラーパネル+高輝度LED照明+車の再生バッテリー

活動事例

子どもエコサイエンス教室









環境イベント出展



全国都市緑化ふくおかフェア



環境フェスタinうみなか



ふくおか環境フェスタ

平成23年度 福岡県こどもエコクラブ交流会



▶日時: 平成23年11月19日(土)▶場所: 春日市クローバープラザ▶参加: 6エコクラブ 65名

19

第1回サポーターズサミット



▶内 容: サポーター相互交流 活動紹介、意見交換

>参 加: 計23名 サポーターおよび 応援団(企業、行政・・) >日 時: 平成23年11月19日(土)

≻場 所: 春日市クローバープラザ



第2回サポーターズサミット

>日 時: 平成24年2月18日(土)

▶場 所: 北九州市環境ミュージアム





≻内 容: ワールド・カフェによる討論会

▶テーマ:「つながりづくり」

>参 加: 計26名

サポーターおよび応援団

21

サポーターのための手引き作成

アクションプランも いろいろあるよ! わたしたちは **エコキッズ応**援団

こどもエコクラブサポーターのための手引き



特定非営利活動法人 ふくおか環境カウンセラー協会 先輩サポーターの 経験談もあるよ!



「巨大なクスノキの森」宇美八幡宮での環境学習会

▶日 時: 平成25年8月17日(土)

≻場 所: 宇美八幡宮

▶主催: 福岡県

共催: (一社) 福岡県樹木医会

NPO法人 ふくおか環境カウンセラー協会





▶内容: クスノキの森の物語、 体験ワークショップ、環境交流会

>参 加:10エコクラブから 45名のこども達+15名のサポーター

計60名、

講師プラススタッフ計21名

持続可能な社会づくりの構成概念(例)

1.多様性

自然・文化・社会・経済は、起源・性質・状態などが異なる多種多様な事物(ものごと)から成り立ち、それらの中では多種多様な現象(出来事)が起きていること

||.相互性

自然・文化・社会・経済は、互いに働き掛け合い、それらの中では物質やエネルギーが移動・ 循環したり、情報が伝達・流通したりしていること

Ⅲ.有限性

自然・文化・社会・経済は、有限の環境要因や資源(物質やエネルギー)に支えられながら、 不可逆的に変化していること

Ⅳ.公平性

持続可能な社会は、基本的な権利の保障や自然等からの恩恵の享受などが、地域や世代を渡って公平・公正・平等であることを基盤にしていること

V.連携性

持続可能な社会は、多様な主体が状況や相互関係などに応じて順応・調和し、互いに連携・協力することにより構築されること

VI.責任制

国立教育政策研究所教育課程研究センター: ESDを学校教育で進めるために、https://www.p-esd.go.jp/design/pdf/panphlet.pdf

23

関する概念 人を取り巻く環境に

関する概念



ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度(例)

1. 批判的に考える力

合理的、客観的な情報や公平な判断に基づいて本質を見抜き、ものごとを思慮深く、建設的、協調的、代替的に思考・判断する力

- 他者の意見や情報を、よく検討・理解して採り入れる
- × 得られたデータや考え方を鵜呑みにする
- 積極約・発展的に、よりよい解決策を考える
- × 消極的・悲観的に考え、すぐ諦めて、答えだけを得ようとする

2. 未来像を予測して計画を立てる力

過去や現在に基づき、あるべき未来像(ビジョン)を予想・予測・期待し、それを他者と共有しながら、 ものごとを計画する力

- 見通しや目的意識をもって計画を立てる
- × 無計画にものごとを進めたり、その場しのぎをしたりする
- 他者がどのように受け取るかを想像しながら計画を立てる
- × 独りよがりにものごとを進めてしまう

+ESD プロジェクトHP:https://www.p-esd.go.jp/design/esdp/point.html

25

3. 多面的・総合的に考える力

人・もの・こと・社会・自然などのつながり・かかわり・ひろがり(システム)を理解し、それらを多面的、 総合的に考える力

- 廃棄物も見方によっては資源になると捉えることができる
- × 役に立たないものは不要だと考える
- 様々なものごとを関連付けて考える
- × まとまりがなく、断片的な見方をする

4. コミュニケーションを行う力

自分の気持ちや考えを伝えるとともに、他者の気持ちや考えを尊重し、積極的にコミュニケーション を行う力

- 自分の考えをまとめて簡潔に伝えることができる
- × 他者の意見の欠点ばかりを指摘し、自分の考えを言わない
- 自分の考えに、他者の意見を取り入れる
- × 他者の意見を聞こうとしない

5. 他者と協力する態度

他者の立場に立ち、他者の考えや行動に共感するとともに、他者と協力・協同してものごとを進めようとする態度

- 相手の立場を考えて行動する / × 自分のことしか考えない
- 仲間を励ましながらチームで活動する / × 身勝手な行動、同調しない態度をとる

6. つながりを尊重する態度

人・もの・こと・社会・自然などと自分とのつながり・かかわりに関心をもち、それらを尊重し大切にし ようとする態度

- 自分が様々なものごととつながっていることに関心をもつ
- × 自分に直接関係のあることしか関心がない
- いろいろなもののお陰で自分がいることを実感する
- × 自分は一人で生さていると思い込む

7. 進んで参加する態度

集団や社会における自分の発言や行動に責任をもち、自分の役割を理解するとともに、ものごとに 主体的に参加しようとする態度

- 自分の言ったことに責任をもち、約束を守る / × 無責任な行動ばかりで、きまりを守らない
- 進んで他者のために行動する / × 自分が得をすることしかしない

+ESD プロジェクトHP:https://www.p-esd.go.jp/design/esdp/point.html



環境カウンセラーとは?

>環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やN GO、事業者など様々な立場の主体の環境保全活動に対する助言など

(=環境カウンセリング)を行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人たち ※環境カウンセラー登録制度とは、「環境カウンセラー登録制度実施規程」

(平成8年環境庁告示第54号)に基づき、環境省が実施している登録制度

- ▶市民や市民団体を対象とした環境カウンセリングを行う「市民部門」と、事業者を対象とした環境カウンセリングを行う「事業者部門」に区分
 - ※主なカウンセリング事例

市民部門 :環境教育セミナーの講師や環境関連ワークショップの進行役、地域環境活動

へのアドバイス、企画等

事業者部門:エコアクション21や環境マネジメントシステム監査、社内の監査員教育、ココンサルティング、環境専門分野の講師等

>環境カウンセリングを行うだけでなく、自ら<u>積極的に環境保全活動</u>を行ったり、市民、事業者、行政の間のパートナーシップ作りを行うなど、様々な活動を行っている。

- ※専門分野
 - 1. 生命 2. 自然への愛着 3. 生態系・生物多様性 4. 水質 5. 大気 6. 地質
 - 7. 地球温暖化 8. 資源・エネルギー 9. 産業 10. 消費生活・衣食住
 - 11. 公害·化学物質 12. 3R



環境カウンセラー実績報告書

様式第3号 (第9条関係) *	研修の履修状況又は研さんの実績 (150文字以内)
環境カウンセリングの実績 (1項目 150文字程度) (環境カウンセリング:環境保全活動を行おうとする者に対す る環境保全及び環境保全活動に関する知識の付与並びに 助言または指導)	環境カウンセラー活動における今後の課題 (150文字以内)
成の場合) 勤務先名 機能分クンセリング活動の実績 (12日 150文字程度) 機能のフンセリング、新の連携(13日 150文字程度) 株々の歌に関する知識の作为定式に表するとは機能 株々の歌に関する知識の作为定式に表するとは機能)	今後の活動計画(150文字以内)
評価	環境カウンセラー登録制度実施規程第9条の規定に基づき、平成 年の活動実績等の 状況を確常します。 平成 年 月 日 コメント(今後の改善点等)
※評価欄は該当するものを選んでください - 〈評価の定義〉 ○:成果あり △:これから成果が出る可能性あり	#考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする 「レーで示した評価、コメント、今後の課題はウェブサイ
×:課題あり	で公開されません。年度の活動振り返りとしてご活用く さい。

活動に関する知識の付与並びに助言または指導)		11 10 by 1 benefit to be 17
平成24年2月に、福岡県とNPO法人ふくおか環境カウンセラー協会が協働企画し、「こどもエコクラブサポーターズサミットin北九州」を開催した。サポーター活動における課題等について意見交換を行った。		サポーターも活動支援の必要性が明らかになったことから、今後も継続していきたい。
	×	
平成24年6月と11月に、福岡商工会議所主催の「環境社会検定(eco検定)重要ポイントチェック講座」をNP0法人ふくおか環境カウンセラー協会が企画し、講師を務めた。eco検定の合格を目指す人たちを対象に、幅広い環境に対する知識と環境に対する取り組み方を講義した。		次年度以降も福岡商工会議 所と取り組みを継続し、環 境問題に関心を持つ国民を 増やしていきたい。
平成24年9月に、近畿大学附属福岡高等学校の「高大連携総合学習」で講師を務め、高校生を対象として 連携総合学習」で講師を務め、高校生を対象として 『環境に配慮したたてものづくり・まちづくりを考 える』について講演を行った。		高校生に対して、環境問題 に対する取り組み等につい て教授することができた。 実践を含めて今後も継続し ていきたい。
平成24年10月に、福岡市主催の「環境保全活動リーダー講座」で講師を務め、『エネルギー問題と地球温暖化』について講演を行った。		環境保全活動のリーダーを 目指す市民に対して、エネ ルギー問題について教授す ることができた。実践を含 めて今後も継続していきた い。
飯塚市・田川市・川崎町等自治体の審議会会長として、環境行政に対する審議・提案・助言を行った。 また、「宮若市環境基本計画」の策定に宮若市環境 審議会委員長として関わり、とりまとめを行った。		自治体の環境基本計画の策 定に関わったが、計画の実 行に向けても取り組んでい きたい。



環境カウンセラーに求められる能力

プレゼンテーション能力

● 豊富な知識 ● 経験 ● 企画力 ● 語学力 ● 会話術 ● 演出力

などなど

コミュニケーション能力

- カウンセリング (counseling)とは?
- 言語的および非言語的コミュニケーションを通して行動の変容を試みる人間関係
- 専門的相談活動または専門家の行う相談活動

音声言語(ことば)と身体言語(行動・態度)の重要性 →カウンセラーのパーソナリティ (人好き・共感性・無構え・自分の人生、夢)



環境カウンセラーとしての課題

- 環境カウンセラーとしての能力向上
- 環境カウンセラーの交流連携、情報交換、協同
- クライアント(相談者)の獲得、活動の場の開拓
- 環境カウンセラーの認知度の向上